

松江市総合体育館、松江市北庭球場、松江市北公園多目的広場  
楽山庭球場、楽山野球場の管理に関する年度協定書

松江市と[ ]（以下「指定管理者」という。）とは、令和6年[ ]月[ ]日に締結した、松江市総合体育館、松江市北庭球場、松江市北公園多目的広場、楽山庭球場、楽山野球場の管理に関する指定管理者基本協定書に基づき、松江市総合体育館、松江市北庭球場、松江市北公園多目的広場、楽山庭球場、楽山野球場の管理に関する年度協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、松江市総合体育館、松江市北庭球場、松江市北公園多目的広場、楽山庭球場、楽山野球場の管理業務の実施に必要な経費として支払われる指定管理料を定めることを目的とする。

（令和[ ]年度の指定管理料）

第2条 松江市は、令和[ ]年度の指定管理料として金[ ]円（消費税及び地方消費税を含む。）を、別表のとおり12回に分割して指定管理者に支払うものとする。

2 指定管理者は、支払月の10日までに、当該月の指定管理料の支払に関する請求書を松江市に送付するものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、松江市、指定管理者がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和[ ]年[ ]月[ ]日

（松江市）

所在地 松江市末次町86番地

名 称 松江市

松江市長 上 定 昭 仁 印

（指定管理者）

所在地

名 称 [ ]

代表者 [ ] 印

(別表)

令和[ ]年度指定管理料分割支払計画書

(単位：円)

支払月	金額
4月	
5月	
6月	
7月	
8月	
9月	
10月	
11月	
12月	
1月	
2月	
3月	
合計	